

◆令和3年度 第2回熊本市自転車駐車対策等協議会 議事

| | | |
|--------|---------------------------|------------------------|
| 開催日時 | 令和3年12月17日(金) 14:00~15:30 | |
| 開催場所 | 市民会館シアーズホーム夢ホール 大会議室 | |
| 委員 | 氏名 | 団体名等 |
| | 柿本 竜治 (会長) | 国立大学法人熊本大学大学院先端科学研究部教授 |
| | 前村 國弘 (副会長) | 熊本県自転車二輪車商協同組合理事長 |
| | 今村 剛 | 国土交通省熊本河川国道事務所交通対策課長 |
| | 中島 康彦 | 国土交通省熊本河川国道事務所河川管理課長 |
| | 緒方 誠 | 熊本県土木部道路都市局道路保全課長 |
| | 嶺 武志 | 熊本県警熊本中央警察署交通第一課長 |
| | 木村 貴将 | 熊本県警熊本南警察署交通第一課長 |
| | 磯崎 将志 | 熊本県警熊本東警察署交通第一課長 |
| | 船津 健司 (欠席) | 熊本県警熊本北合志警察署交通第一課長 |
| | 飯田 良輔 | 熊本市高等学校生活指導連盟会長 |
| | 瑞穂 達也 | 熊本市中学校生徒指導委員会会長 |
| | 井坂 智徳 | 九州旅客鉄道株式会社熊本支社副支社長 |
| | 安田 二郎 | 熊本市商店街連合会会長 |
| | 河島 一夫 (欠席) | 熊本県商店街振興組合連合会会長 |
| | 坂井 一文 | 熊本商工会議所商工観光振興部部長 |
| | 野口 和紀 | 株式会社熊本日日新聞編集委員 |
| 平川 智美 | 熊本県サイクリング協会理事 | |
| | 近藤 良栄 | 市民代表 |
| | 桑原 たか子 | 市民代表 |
| オブザーバー | 佐藤 浩司 | 熊本県警交通企画課交通事故防止総合対策室 |
| 事務局 | 交通政策課 自転車利用推進室 | |

司会:事務局

1. 開会

2. 会長挨拶

- ・ようやく新型コロナウイルスも落ち着き始めて、大学でも一年半ぶりに対面の講義を再開している。大学のまわりをみると学生が増えて人が多くなっている。前回の10月の協議会以降、自転車に関わる事故のニュースをいくつか見た。大学のまわりでも事故処理をしている様子が見られ、以前より頻繁にみられるように感じる。
- ・条例を作ったとしても実効性がなければ意味がない。安全で安心して自転車を利用できる社会がどうすればできるかについて、皆様の忌憚のないご意見をいただきたい。

3. 議事

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例の改正（素案）について

■事務局説明

■委員

- ・自転車は車道走行が原則であるということであるが、第5条に「可能な限り車道の左側に設置されている歩道を通行すること。」とあり、まぎらわしいように感じる。これは路側帯のことを指すのか。
- ・第10条に「大学・専修・各種学校を除く」、「中学・高校・準ずる学校」とあるが、これは同じことを指すのか。同じ意味であれば表現を統一したほうが良いのではないか。
- ・資料1の2ページに「自転車の間隔をあけて追い越すなどの…」とあり、最初はよく意味が分からなかったが、10ページの「自転車の側方を通過するときは、自転車との間に安全な間隔を保ち、…」という表現があったため理解できた。「自転車を追い越す場合には…」といった表現の方が分かりやすいのではないか。（意見）

■事務局回答

- ・道路交通法で自転車は車道を走るよう決まっているが、車道通行が困難な場合・歩道幅員が確保され通行可能とされている場合・高齢者や子供の場合など、場合により歩道の通行が可能となっている。ここではやむを得ず歩道を走行する場合の走行の仕方について記載をしている。道路交通法、県の条例内容も踏まえた表記となっているため、分かりづらい部分があると思うが、表現や記載方法を変更するなど、分かりやすい表記を行っていきたい。
- ・「大学・専修・各種学校を除く」としているのは、学校教育法第1条では特別支援学校や小中一貫校、中高一貫校も含むことになるので、そのような表現にしている。

■会長

- ・資料1の8ページに「生徒等に対する乗車用ヘルメットの着用や…」とあるが、生徒と学生で対象が違うと思う。表記はこれでよいのか。

■事務局回答

- ・学生は大学や専修学生等、生徒は高校・中学生、児童は小学生と表現している。
- ・「在学する児童、生徒又は学生に対する乗車用ヘルメットの着用や…」という表記を、説明資料では省略している。

■委員

- ・第10条「自転車通学許可の際、自転車の安全利用を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。」とあるが、これは誰を対象としているのか。それまでの条文では「生徒等に対し…」、「学生に対し…」ということが記載されている。

■事務局回答

- ・学校長の責務として学校側を対象としており、中学校や高校等の教職員に措置を講ずることを考えている。

■委員

- ・第5条(2)「前照灯、尾灯及び後方反射器材に加え、…」は義務という認識でよいのか。

■事務局回答

- ・道路交通法で前照灯、尾灯及び後方反射材の装備は義務となっている。市としてはこれらに加え、車輪側面の反射器材の装備を努力義務としたい。

■委員

- ・ヘルメットと事故の関連性について詳しく教えていただきたい。
- ・放置自転車対策について、違反した際の措置はどのようなになっているのか。
- ・「自転車安全利用促進施策」について、どのようなものがあるのか教えていただきたい。

■事務局回答

- ・全ての交通事故は減少傾向にあり、自転車関連事故も減りつつあるが、他の事故と比較すると減少傾向が緩く、全体の交通事故に占める自転車関連事故の割合が増えてきている状況。事故が起きた際に死亡に至る原因として、頭部損傷の割合が多く占めている。ヘルメット着用・非着用の死亡率の割合を比較すると、非着用の方が着用していた場合より死亡率が3倍以上高くなっている。万が一の事故を想定した場合、ヘルメットを着用することは非常に重要だと考えており、条例ではヘルメットの着用を努力義務としている。
- ・放置自転車対策については、罰則という形態ではなく、撤去という形態をとっており、主に中心市街地や放置自転車禁止区域では即時撤去、その他では長期間、概ね1週間以上放置されている場合は撤去を行っている。返還する際には手数料1500円を支払っていただいている。
- ・説明資料では省略しているが、新旧対照表第3条に「自転車の安全利用の促進、公共の場所における自転車の放置防止及び駐車対策等に関して必要な施策」を「自転車安全利用促進施策」と定義している。その後の条文でも何度か出てくるため、最初に定義をしている。

■会長

- ・県の条例があり市の条例があるという立て付けを理解してもらう必要がある。県と市の条例のどちらも守る必要があるということを市民が理解できる資料作成に努めていただきたい。

■事務局回答

- ・法制部局と調整を行ってきており、県の条例を表記できないかとお願いはしてきたが、同じものは表記できないという回答であった。
- ・今後、条例の啓発等にあたって、チラシ等を作成することになるが、その際には県の条例もそのまま記載するなど、市民にとって分かりやすい資料づくりに努めていきたい。

■委員

- ・第12条に鉄道事業者等の責務が記載されているが、具体的に鉄道事業者等が協力すべき「自転車安全利用促進施策」はどのようなものがあるのか教えていただきたい。
- ・サイクル&ライドを促進するにあたって駐輪場の整備以外にどのようなものが考えられるか教えてい

ただきたい。

■事務局回答

- ・駐輪場内における使い方など、基本的には市で指導を行っていくことになるが、場合によっては JR にもご協力をお願いする可能性がある。
- ・駐輪場の利用者に対して IC カードを利用した乗継割引を行うことも考えられる。
- ・他都市の先進的な事例では着替えができる施設を整備している駅もあり、参考として検討していきたい。

■委員

- ・熊本駅周辺では「おしチャリ」を推進しているが、自転車に乗っている人が多い状況で、駅の社員で注意喚起を行っている。そういった啓発活動も一緒になって進めていくという認識でよいか。

■事務局回答

- ・その通りである。

■委員

- ・レンタサイクルの導入や制度に関する今後の計画はあるのか。都市によってはコンビニにポートがあり、コンビニごとに自転車を借りられる。普段車を利用する私にとっては、車で移動しにくい場所では便利な自転車を利用したいと考えているが、それがなかなか叶わない状況。

■事務局回答

- ・熊本市でも来年の 4 月からシェアサイクル事業を開始する予定にしている。全国でシェアサイクル事業を行っている民間事業者が多くあり、熊本市としては、事業者主体で、市が後方支援する共同事業という形で進めていきたいと考えている。
- ・現在事業者の公募と事務手続きを進めている状況で事業者が決まり次第詳しい内容を詰めていく予定。基本的にシェアサイクルは 24 時間利用可能で、ポートについては、事業者だけでなく、本市も公共用地の貸し出しを考えている。
- ・平成 24 年から 28 年にかけてレンタサイクルの実証実験を実施しており、利用時間が 9 時から 18 時、利用料金が 500 円、ポートが約 10 箇所程度であった。市が主体となって運営していたが、採算性が取れず 4 年程度で実験が終了した。シェアサイクル事業ではスマートフォンでの開錠・施錠可能とするなど ICT 等を活用し、民間を活用することで多くのポート数が確保できると考えている。持続可能なシェアサイクルを根付かせていきたいと考えている。

■会長

- ・条例では学校や事業者等、各主体の責務が記載されており、大学では教職員や学生に対して保険加入等を促していきたいと考えているが、市はどのように進めていくのか。

■事務局回答

- ・市役所の業務で自転車を利用する場合はヘルメットを着用してもらうため、ヘルメットを各部局に配

布できないか検討したい。

- ・自転車通勤をしている職員に対しては保険加入の確認を行い、ヘルメットについては着用するよう呼びかけを行っていきたい。

■会長

- ・高校生等へのヘルメット着用の普及について、どのように考えているのか。

■事務局回答

- ・現在条例の説明で各学校に伺っており、協力を呼び掛けている状況。まずはモデル学校を募集し、ヘルメットを配布し一定数着用してもらいたいと考えている。高校生を対象に行ったアンケートでは、ヘルメットをかぶらない理由として「決まりとしてないから」、「周りがかぶっていないから」といった意見が多くあった。特に高校生は見た目を気にするのかと思う。最近では軽くて通気性が高く、デザイン性が高いヘルメットが普及しており、着用の抵抗感をなくしてもらいたいと考えている。また、事例等を通じてヘルメットの重要性を理解してもらいたいと考えている。
- ・まずはヘルメット着用に対する抵抗感をなくしていくことから始め、ヘルメットが格好悪いという認識をなくし、次第に普及させていきたいと考えている。

高校生への自転車安全利用に関するアンケートについて

■事務局説明

■委員

- ・問2の自転車事故の程度について調査しているのか。

■事務局回答

- ・今回資料として提示した以外の設問も多くあり、設問数は限られている。主な回答結果を、県警で公表する予定である。

■委員

- ・この調査では「事故」という認識に関して、回答者が事故の大小を考えて回答しているのか。

■事務局回答

- ・そのような細かい確認はできていない。

■委員

- ・自転車屋では修理の見積もり依頼があるが、これまでは自転車が被害者ということで、自動車保険会社から修理代が支払われることがほとんどであった。最近では自転車側にも過失が認められ、保険会社同士のやり取りがあるなど、保険に入っていないと自転車も被害者でいられない状況。
- ・10月から保険加入義務化となり、自転車保険に入りたいという問い合わせが増えた。ただ県民に対する周知が足りなかったように感じた。

■委員

- ・問5では問4で「いいえ」と回答した方を対象としているが、問3の設問で聞いているヘルメットを着用していない方を対象とすべきではないか。

■事務局回答

- ・作成時には考えが至らなかった。今後は先ほどの質問にあったように、踏み入った理由が分かるような、より良いアンケート調査を実施していきたい。

4. その他

■事務局

- ・市民向けに12月20日から一か月間パブリックコメントを実施するが、そこで大きな変更が生じた際には、再度今年度中に協議会を開催し、議論をお願いしたい。
- ・ただし、大きな変更がなければ、次回開催は書面開催に代えさせていただく。
- ・皆様には任期が2年ということで、来年の4月に改選の予定としている。
- ・昨年度は「自転車活用推進計画の策定」、本年度は「自転車条例の改正」ということで、多くのご意見をいただいた。
- ・来年度から、計画と条例の両輪で自転車施策を推進していくため、委員の皆様にはこれからもご理解とご協力をお願いしたい。